

「第 12 回独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会」議事録要旨

1. 日時：平成 26 年 6 月 9 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 まで
2. 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議題：（1） 第 11 回評価委員会におけるご意見等への対応状況について
（2） 平成 25 年度業務実績について
（3） その他
4. 出席委員：大木委員、境委員、田中委員、伴委員、藤島委員、宮崎委員、
吉田委員（※加藤委員は所用のため欠席）
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班：小野寺課長補佐、瀧川係長、岩
城係長、生産局畜産企画課：関村調査官、調整班 桑原課
長補佐、谷川係長、生産局園芸作物課：価格班 阿部課長
補佐、小田係長、生産局地域作物課：藤田砂糖類調整官、
価格調整班 高畑係長
6. 役職員出席者：佐藤理事長、飯高副理事長、強谷総括理事、薄井理事、馬
場理事、安井理事、渡邊理事、西岡理事、渡部監事、伊藤監
事ほか
7. 開会、理事長挨拶等
庄司企画調整部長が開会を宣言し、本日の委員会においては、加藤委員が
所用のため欠席である旨を報告した。
次に、佐藤理事長が挨拶し、平成 25 年度における業務等の概要、独立行
政法人改革の概要等について説明した。
新たな任期の最初の委員会のため、評価委員会設置要領第 4 条の 2 に基づ
き、委員の互選により委員長の選出が行われ、宮崎委員が委員長に就任した。
宮崎委員長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに
委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 議事
馬場理事から議題（1）の「第 11 回評価委員会におけるご意見等への対応

状況について」、(2)の「平成25年度業務実績について」及び議題(3)「その他」等を、資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題(1)第11回評価委員会におけるご意見等への対応状況について]

特に意見なし。

[議題(2)平成25年度業務実績について]

○第1 業務運営の効率化に関する事項

(大木委員)

業務経費(附帯事務費)の予算額を6.5%削減しているが、具体的にどのような削減を行ったのか。また、削減率について、平成24年度予算額に対する平成25年度予算額の割合で算出されているが、実績対比で算出するのが普通ではないか。次に、東京国際フォーラムとの随意契約について、契約額が平成24年度は300万円だったのに対し、平成25年度は400万円を超えている理由は何か。また、東京国際フォーラム以外の場所で契約はできないのか。

(馬場理事)

業務経費の削減率の算出については、昨年度まで予算と実績の対比で行っていたが、実績が予算を下回る中で、削減が努力による結果であるのか、あるいは取り組みが消極的であったのかなど、削減努力が正しく評価されないという問題があったこと、また、予算と予算を対比している独法があること等を踏まえ、農水省とも相談し、予算対予算で整理した。

(西岡理事)

加工業務用野菜の交流会については、平成24年度から生産者団体等の会合と共催することで、相乗効果による来場者の増員や、PR上の効果を挙げている。そのため、生産者団体等の会合に合わせることで期日と会場が決まってしまう。

金額については、平成24年度は当該会場での初めての開催であり、基本料のみで契約を行ったが、平成25年度はそれ以外にかかる延長料等も併せた金額で契約を行った。実際には、両年度の交流会の会場に掛かった金額は同額である。

(薄井理事)

予算額の削減の経緯については、特に砂糖勘定及びでん粉勘定において、平成24年度予算より削減を行ってきたもので、平成25年度は、第3期中期計画の初めの年ということもあり、過去の実績も踏まえて、業務を確実に実

施できる範囲内でさらに削減を図った。

(田中委員)

予算額を減らすということは、それだけ合理化して予算を立てるわけなので、その陰に合理化があるのだが、実績も並べてあるとよりわかりやすい。

(宮崎委員長)

情報セキュリティ対策の向上について、機構では昨年から様々な対応をきちんと行っているので、「a」評価でも良いのではないか。対応がきちんとできていたので、不正なアクセスはあったが、実害はなかったということではないか。

(吉田委員)

宮崎委員長と同意見で、「a」評価で良いのではないか。

(馬場理事)

平成25年度のうちに内閣官房から農水省を通じて注意喚起の通知があったが、機構内で十分に情報共有がなされていなかったことも今回の不正アクセスの要因となったことから、反省の意味も込めて「b」評価とした。

(田中委員)

評価とは別に、どのような被害があったのか。また、何が足りなかったからこういうことが起きたのか、説明いただきたい。

(馬場理事)

海外からの攻撃により機構サーバが踏み台にされ、違う国のパソコン等を攻撃するといったいわゆるDDOS攻撃というものが機構のサーバに対して行われた。機構サーバを経由した攻撃を受けた相手からの情報提供により発覚した。攻撃を受けた相手からの被害等の申し出がなかったため、被害は生じていないと考えている。

また、平成25年度中に農水省から当該攻撃に関する注意喚起があり、関係部署への情報共有が十分であれば、防止できたのではないかと反省があり「b」評価とした。

(宮崎委員長)

そういったことであれば、この「b」評価のとおりということで委員会として認めるということにしたい。

○第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(境委員)

東電の事故に係る緊急支援金の事業について、以前、会計検査院から補助を受けた者が東電からの賠償金を受け取っていながら、補助金の返還が遅れているという指摘があったと記憶しているが、その後、進展はあるのか。

(安井理事)

平成23年の夏に放射性セシウムの汚染により肥育牛の出荷が停止したことを受け、総額318億円の緊急支援金を交付した。その後、徐々に東電からの

賠償金が支払われたため、農家の経営状況を勘案しつつ返還に取り組んできた。平成 25 年 8 月からは、返還のスピードを上げるための新たな取組みを行い、本年 5 月末時点で約 9 割強が機構に返還されている。残り 1 割についても県の協会と協力して返還を促していく。

○第 3 予算、収支計画及び資金計画 ～ 第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(藤島委員)

現在、農畜産物の輸出の話がよく出ているが、機構はその取組みについてどのように考えているのか。また、JETRO と役割分担があるのかも含めて教えて欲しい。

(強谷総括理事)

機構法に定められている当機構の業務には、輸出のプロモーション等は含まれていない。しかし、今の農政の方向性として非常に重要な取り組み分野であるため、情報収集提供業務の一環として、海外市場の状況や機構が行っている輸出に向けた取り組み等を情報誌の中で積極的に取り上げているところ。

(吉田委員)

平成 25 年 12 月に和食が無形文化遺産として登録されたことに関し、その素材である国産の農畜産物をきちんと海外に PR できるような方法の構築や活動を積極的に行うことが非常に重要だと思う。

(強谷総括理事)

和食の世界文化遺産登録は重要な動きであり、機構としても広報誌において、世界遺産登録に中心的な役割を果たされた先生の記事の掲載などを行っている。また、当機構の業務は海外の情報を収集分析して国内に提供していくことを中心としているが、我が国の輸出に向けた方向性や、和食の動き等の情報は海外でも非常に関心を持たれており、機構が定期的に交流をしているアメリカや欧州等の関係パートナー団体との意見交換の中でこういった動きを積極的に取り上げ、日本の農畜産物等についてアピールをしている。

(伴委員)

「攻めの農業」について、機構がやるのが一番よいと思うが、実施する場合、農家経営の安定を図る、価格差を調整するなどの現在の補助金の使い方を変えてはどうか。若者の新規就農や、60 歳以上の方を雇った際に補助金を支払うなど、これから発展する方向へ補助金を使ってはどうか。

(佐藤理事長)

まさに農政の根幹にかかわる質問である。農政には攻めと守りがあり、機構はどちらかという再生産が可能となるようなものに注力してきた歴史がある。一方でご指摘のとおり、農畜産業では若い世代の不足や高齢化が深刻な問題となっている。新規就農者を倍増するための支援や、農業法人が就農

希望者を雇用した場合に助成金を出すなど、そういった取り組みの予算が農水省では大きな規模で措置されている。機構では、再生産を維持するとともに消費者への安定供給を図りながらも、畜産の新規参入への補助や、野菜の加工業務分野での輸入物からのシェア奪還を図るための事業等を通じて「攻めの農業」に貢献していく。また、輸出については、機構においても輸出に関する情報の収集等を行うとともに、和牛等の輸出であれば、可能な限りそういったイベントに参加し、普及の努力も行っていきたい。

(藤島委員)

価格差補給金、あるいは価格安定の事業は、生産者にとってもそうだが、それ以上に消費者にとって重要である。また、野菜の事業については、わずかに100億円から200億円の予算で自給率が80%を超えており、非常に効率の良い政策であることは間違いない。

(田中委員)

TPP交渉について、機構はどのような形で関係しているのか。

(佐藤理事長)

機構は、交渉そのものには全く関与していない。ただ、農水省からのデータの照会等があれば、当然対応している。

(吉田委員)

機構はここ数年、地方事務所の整理や海外事務所の閉鎖を行っているが、その結果、不都合に感じることはないか。

(強谷総括理事)

海外事務所については、閣議決定を経た上で全ての事務所を廃止後、約3年が経過した。実際に海外に拠点がないというのは、情報収集の点において、これまでに比べると大きなハンディがある。少しでもそのロスを回復するため、出張を繰り返して行き、かつ、出張期間も少し長期化させるといった努力はしているが、やはり事務所があるとないとでは、情報収集力や、地元の関係機関との関係構築といった面において、どうしても劣後するところがある。よって、機構の海外情報のこれまでの質から比べると、どうしても若干落ちてきているという見方をされても仕方がないと思うが、こういった状況の中でできるだけのことに取り組んでいる。

(吉田委員)

これからむしろ必要になるのではないかという感じを受けるが、海外事務所の必要性について、もう少し強く申し出ることは不可能なのか。

(強谷総括理事)

そういった現状について、農水省と意見交換する中で、こういった方向が最も望ましいかという議論は今後あり得るのではないかと思われるが、現段階で具体的にそこまで至っていない。

(田中委員)

海外事務所の廃止から現在までに発生した様々な事柄について、事務所が存続していれば、このような情報を事前に把握でき、こういった対応が可能だったなどといった事例の蓄積があって初めて海外事務所の重要性が理解さ

れる。ただ抽象的に言っても設置してもらえないだろう。

(強谷総括理事)

そういう意味では、海外事務所が置かれていた時代にあつては、米国での B S E の発生という情報を一番早くキャッチし、農水省に提供できた実績がある。機構は、どちらかという和政府ベースというよりも民間ベースでの情報収集であるため、様々な業界関係者の話を総合的にまとめて、今後の動きを分析し、これを積極的に情報提供していくことが大きなメリットと考えている。しかし、継続的に情報を得るということは、関係構築を普段から深めておかなければ、なかなか業界関係者の口も堅い部分があるため、そういったところで海外事務所の有無の差が出てきてしまう。

(田中委員)

現地で駐在して様々な業界の人と付き合いということは全然違う。情報の質が市場的であったりする。だからこそ海外事務所は重要であると思う。問題はその必要性をどうやって伝えるかということ。

(宮崎委員)

機構は海外駐在を有していた時の経験から国際性の高い団体なので、農畜産物の輸出について、わが国と海外のネットワークを構築していく上で適任であると考えている。また、機構の給与については、この数年引下げに取り組んできて、ようやく国家公務員と同じ水準になった。今後は国家公務員の動きに応じて、迅速に対応すれば良いと思う。

(藤島委員)

輸出をより積極的に行えるような情報収集をしていっていただきたい。また、契約野菜安定供給事業のリレー出荷の方法について、生産者間または産地間と、流通業者が間に入った場合のリレー出荷について違いはあるのか。また、ある場合は、そういった方法に関する提案等をしようとしているのか、または既にしているのか。

(西岡理事)

リレー出荷については、契約指定野菜安定供給事業の特例措置に参加できるメリットがあり、平成 25 年度にも 35 事業者が 6 次産業化法に基づいて認定されている。また、生産者同士がレタスなどを通年でリレー出荷する形がある。

さらに、全国チェーンのスーパー等に野菜を納入する中間流通事業者がコーディネーターとなって法人を結びつけて、全国的に流通をさせる形も見られる。

このほか、収入確保モデル事業では、生産者等の意見を踏まえ、中間事業者をてこ入れすることが生産支援にもつながるため、平成 25 年度から中間業者への支援策も実施している。

(境委員)

旧法人時代の債務保証契約について、平成 26 年 1 月に連帯保証人まで自己破産してしまっている。今後この回収に向けた努力の余地はないように思うが、これからどういう扱いになるのか。

(渡邊理事)

丸岡乳業の件については、まだ岡山地方裁判所において手続きが進んでいる段階。管財人が連帯保証人の財産を把握等するための1回目の債権者集会が4月に行われた。今後、夏に行われる2回目以降の同集会において、機構の債権が確定する予定。それによりどれだけ回収できるかということになるが、手続きは着々と進めている。

[議題(3) その他]

《資料(参考) 独立行政法人制度改革関連法案の骨子》

(佐藤理事長)

今、独立行政法人改革のポイントの説明があったが、この評価委員会の今後のあり方に関しても、これから明らかとなっていく部分がある。いずれにしても機構の業務を第三者にこういった形で評価いただく場面がまた出てくるのではないかと考えている。今後、法律が施行される前に、当該案件について固まり次第、各委員へご相談をさせていただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

(境委員)

他の独法でこのような評価委員会を設けているところはあるのか。

(庄司企画調整部長)

自己評価をして農水省の独法評価委員会に自己評価結果を提出するといった仕組みはあるが、機構のように法人自ら第三者委員会的な場を設けて自己評価についてご意見をいただくといった法人は現時点ではあまりないと思われる。

9. 閉会